

栃木県気候変動対策推進計画別冊

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準

(案)

令和 5 (2023) 年〇月

栃木県環境森林部気候変動対策課

目 次

第1章 基本的事項 ······	1
1 趣旨 ······	1
2 位置づけ ······	2
3 対象 ······	2
4 見直し ······	2
第2章 区域分け ······	3
1 促進区域に含めることが適切でない区域 ······	3
2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域 ······	5
3 適用除外 ······	6
第3章 環境配慮事項 ······	7
1 地域脱炭素化促進施設の種類ごとの環境配慮事項 ······	7
2 適用除外 ······	7

第1章 基本的事項

1 趣旨

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなる一方で、その導入に当たっては、景観への影響、野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用のあり方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景の下、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）を改正（令和4年4月1日施行）し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。）」を推進する制度を創設しました。

この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）、促進区域において整備する施設（地域脱炭素化促進施設）の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）などについて、**環境保全に係る国・県の基準に基づいて検討し、地域の住民や有識者等で構成される協議会と合意形成し、温対法に基づき市町が策定する計画（地方公共団体実行計画）**に位置付けて定めるよう努めています。事業者は、市町が定めた内容に即した事業計画を市町に申請し、認定されれば一部の許可手続き等の窓口が市町に一元化され、関係機関との調整事務の負担軽減が見込まれます。以上のことから、促進区域は、あらかじめ合意形成された、再生可能エネルギー事業の実施に適した場所となり、立地を誘導する効果が期待されます。

改正温対法の施行と同時に、国は基準を策定し、「促進区域に含めることが適切でない区域」や「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を定めました。全国一律の国の基準に対して、県は、地域特性に応じた基準を策定できるとされています。本県としては、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域の自然的・社会的条件に適した基準（以下「県基準」という。）を定めました。

2 位置づけ

本基準は、法第 21 条第 6 項に規定する促進区域の設定に関する基準です。

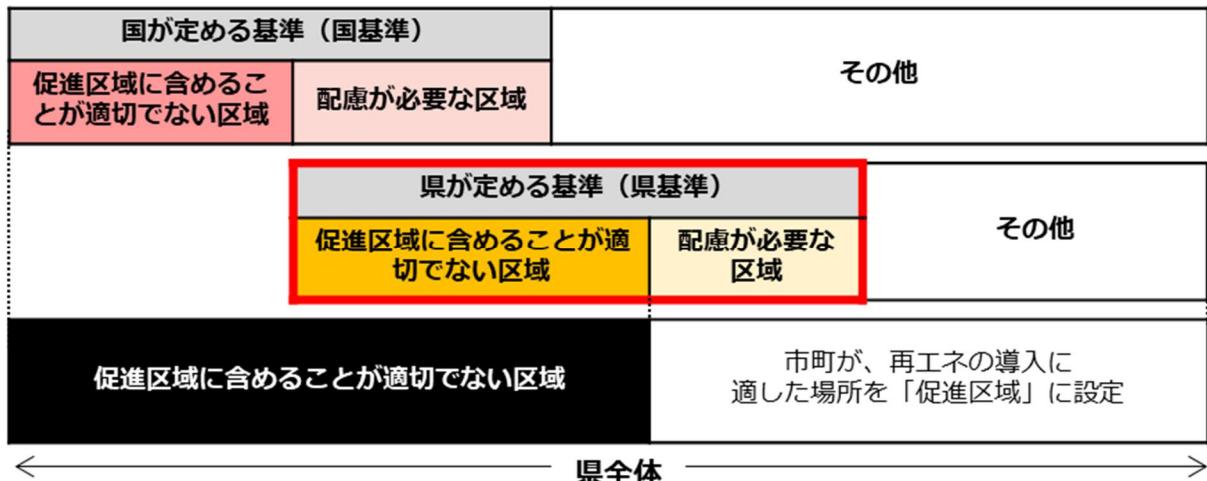


図 1 – 1 県基準のイメージ図

3 対象

(1) 地域脱炭素化促進施設の種類

- 太陽光を電気に変換するもの（以下「太陽光発電施設」という。）
- 風力を電気に変換するもの（以下「風力発電施設」という。）
- 水力を電気に変換するもの（以下「水力発電施設」という。）
- 地熱を電気に変換するもの（以下「地熱発電施設」という。）
- バイオマスを電気に変換するもの（以下「バイオマス発電施設」という。）

(2) 規模・設置形態等

全ての規模の施設を対象とします。

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準の区域分けや環境配慮事項を適用しません。国の基準のみが適用されます。

4 見直し

法施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号。以下「省令」という。）第 5 条の 6 第 5 項の規定により、「栃木県気候変動対策推進計画」に併せて、県基準についても所要の改定を行います。

第2章 区域分け

1 促進区域に含めることが適切でない区域

省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、太陽光発電施設及びバイオマス発電施設については表2-1のとおりとします。

風力発電施設、水力発電施設及び地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-2に示す国の区域分けが適用されるものとします。

表2-1 促進区域に含めることが適切でない区域（太陽光発電施設・バイオマス発電施設）

注) (国)：国の「促進区域に含める事が適切でない区域」及び「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」を示す。

関係法令等	区域の名称	理由
自然公園法	国立公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、工作物の設置等を制限している区域のため
	特別保護地区(国)	
	第1種特別地域(国)	
	第2種特別地域(国)	
	第3種特別地域(国)	
栃木県立自然公園条例	普通地域(国)	
	県立自然公園	同上
	第1種特別地域	
	第2種特別地域	
	第3種特別地域	
自然環境保全法	原生自然環境保全地域(国)	原生の状態を維持している自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため
	自然環境保全地域(国)	原生自然環境保全地域以外の区域のうち、自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため工作物の設置等を制限している区域のため
	特別地区	
	普通地区	
自然環境の保全及び緑化に関する条例	自然環境保全地域	自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため
	特別地区	
	普通地区	
	緑地環境保全地域	緑地環境を保全することが特に必要な区域等における緑地環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区(国)	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等を制限している区域のため
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区(国)	国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等を制限している区域のため
とちぎふるさと街道景観条例	街道景観形成地区	優れた自然景観を保全するうえで重要となる街道景観の形成が求められる区域であり、建築物の新設等を制限している区域のため

関係法令等	区域の名称	理由
森林法	保安林(国)	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため
	保安施設地区	
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用行為が厳しく制限されている区域であるため
	甲種農地	
	第1種農地	
河川法	河川区域	洪水等による災害の発生の防止に必要な区域であるため
	河川予定地	
砂防法（栃木県砂防指定地の管理等に関する条例）	砂防指定地(国)	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
地すべり等防止法	地すべり防止区域(国)	地すべり区域及び地すべり地域であって公共の利益に密接な関連を有する区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域(国)	崩壊のおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒区域では警戒避難体制の整備、特別警戒区域では特定の開発行為に関する許可等が必要な区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
	土砂災害警戒区域	
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るために建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されているため
景観法	景観形成重点地区 (市町景観計画)	市町景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けているため
都市緑地法	特別緑地保全地区	無秩序な市街化の防止に資する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に資する緑地を現状保全するため、指定区域内における立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため
	緑地保全地域	
文化財保護法	重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地等	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変更等が厳しく制限されているため
栃木県文化財保護条例	有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地等	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変更等が厳しく制限されているため

表2－2 促進区域に含める事が適切でない区域（風力発電施設・水力発電施設・地熱発電施設）

注) (国)：国の「促進区域に含める事が適切でない区域」及び「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」を示す。

関係法令等	区域の名称
自然公園法	国立公園
	特別保護地区(国)
	第1種特別地域(国)
自然環境保全法	原生自然環境保全地域(国)、自然環境保全地域(国)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区(国)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区(国)

2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

市町は、次の表2－3に掲げる区域を、太陽光発電施設またはバイオマス発電施設に関する促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での促進事業の実施が、同表第2欄の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう検討して設定する必要があります。

風力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2－4に示す国の区域分けが適用されるものとします。

検討に当たっては、第3章に示す環境配慮事項を考慮してください。

表2－3 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域（太陽光発電施設・バイオマス発電施設）

関係法令等	区域の名称	理由
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の監視地区	国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等に一定の配慮が求められる区域であるため
森林法	地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区以外)	地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つことから、適切な管理を行い、保全に努めている森林であるため
農地法	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、転用に一定の配慮が求められる区域であるため
	第3種農地	
河川法	河川保全区域	河川管理施設の保全に必要な区域であるため
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財は現状を変えることなく保存することが望ましいが、やむを得ず工事により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合は、記録保存のための発掘調査等を実施する必要があり、事業計画段階からの調整を要するため

表2－4 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域（風力発電施設・水力発電施設・地熱発電施設）

注) (国)：国の「促進区域に含める事が適切でない区域」及び「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」を示す。

関係法令等	区域の名称
自然公園法	国立公園
	第2種特別地域(国)
	第3種特別地域(国)
	普通地域(国)
森林法	保安林(国)
砂防法	砂防指定地(国)
地すべり等防止法	地すべり防止区域急傾斜地崩壊危険区域(国)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域(国)

3 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づく区域分け（甲種農地を除く。）を適用しません。

第3章 環境配慮事項

1 地域脱炭素化促進施設の種類ごとの環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項」は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、表3-1から表3-5に示します。

表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項	8~12 ページ
表3-2 風力発電施設を対象とする環境配慮事項	13~17 ページ
表3-3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項	18~22 ページ
表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項	23~27 ページ
表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項	28~31 ページ

市町は、当該環境配慮事項について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行い、その結果を踏まえて促進区域を設定する必要があります。また、促進事業の計画認定に当たっては、当該促進事業において環境保全への適正な配慮が確保されるよう留意する必要があります。

2 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、第2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。

表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
騒音による影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有する情報	・発電施設から発生する音による生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し防音性を向上させる等の対策をする等適切な防音措置をとること ・発電施設設置に伴う工事で発生する音に対し、近隣に配慮すること
水の濁りによる影響に関する事項		
・取水施設の位置	・EADAS	・発電施設の下流側に取水施設がある場合は、沈砂地、濁水処理施設等を設置するなど濁水発生防止策を講じること
・周辺水域の漁業権の設定状況	・漁業権免許一覧	・発電施設の排水先及び下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合（連合会）と調整し、必要な対策をとること
重要な地形及び地質への影響に関する事項		
・県レッドリストの地形・地質の分布状況	・レッドデータとちぎWEB	・県レッドリストの地形・地質を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為に県レッドリストの地形・地質を含む場合は、必要最小限とすること
土地の安定性への影響に関する事項		
・砂防指定地[砂防法] ・地すべり防止区域[地すべり等防止法] ・急傾斜地崩壊危険区域[急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律] ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域[土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律]	・とちぎ土砂災害警戒区域マップ	・発電施設設置場所が砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に隣接する場合、開発行為及び施設の設置が防災対策に影響を及ぼす、また、発電施設が原因となって災害が誘発・助長されないこと ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）の上流域において事業区域を設定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域を検討すること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
土地の安定性への影響に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域 [建築基準法] ・ハザードマップで「想定される最大浸水深」が5m以上の区域 ・宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域 [宅地造成及び盛土等規制法] ※当該区域が指定されるまでは、旧法に基づく宅地造成工事規制区域 ・山地灾害危険地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ土砂災害警戒区域マップ ・各市町のハザードマップ ・県及び中核市の宅地造成担当部局が有する情報 ・山地灾害危険地区マップ ・関東森林管理局HP 「国有林の山地灾害危険地区について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電施設の設置に伴う開発行為及び発電施設の設置が防災対策に影響を及ぼさないこと ・発電設備が原因となって災害が誘発・助長されないこと
・地域森林計画対象民有林の分布状況 [森林法]	・とちもりマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画民有林を含む場合は、県森林整備課と調整すること ・地域森林計画対象民有林における許可を要する開発行為に当たっては森林の公益的機能を阻害するおそれがないこと
・保安林及び保安施設地区の分布状況 [森林法]	・とちもりマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・発電施設設置場所が保安林及び保安施設地区に隣接する場合であって、開発行為が保安林及び保安施設地区に及ぶ場合、太陽光発電施設設置を目的とする開発行為は、保安林解除の要件に合致しないため、「事業計画認定」を行わないこと
・水源地域 [水源地域保全条例]	・とちもりマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域内に存する地域森林計画対象民有林の土地の売買・賃貸等を伴う場合、栃木県水源地域保全条例に基づく事前届出が行われること
・河川保全区域 [河川法]	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理を行っている各土木事務所への問合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川保全区域を含む場合は、県河川課及び土木事務所と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為に河川保全区域を含む場合は、河川管理施設等の保全に支障がないこと
反射光による影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・市町の関係部局が有する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や保全対象施設に、反射光による悪影響を及ぼさないよう措置を講じること ・太陽電池モジュールの反射光の角度を計算し、周辺の住宅地等に影響しないことを事前に確認しているか。影響が懸念される場合には、防眩モジュールを使用する等の対策をしていること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響に関する事項		
・ラムサール条約登録湿地[主に水鳥生息地として国際的に重要な湿地に関する条約]	・EADAS	・ラムサール条約登録湿地を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地を含む場合は湿地の役割に支障がないこと
・鳥獣保護区 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律] ・生息地等保護区 [絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・栃木県HP「鳥獣保護区等位置図」 ・EADAS	・鳥獣保護区（特別保護地区以外）及び生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が鳥獣保護区及び生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・日本の希少な野生水生生物に関するデータブック掲載種の生息生育情報	・環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・環境省HP「いきものログ」 ・レッドデータとちぎWEB ・日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁） ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・国内希少野生動植物種（動物）及び栃木県版レッドリスト掲載の動物の生息地については原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
植物の重要な種及び重要な群落への影響に関する事項		
・生息地等保護区[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・特定植物群落の位置 ・栃木県版レッドリスト掲載の植物群落の位置 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報	・環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・EADAS ・レッドデータとちぎWEB ・環境省HP「いきもののログ」 ・レッドデータとちぎWEB ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・国内希少野生動植物種（植物）、特定植物群落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落について、原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の生育情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系への影響に関する事項		
・保護林[保護林設置要領]	・EADAS	・保護林を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に保護林を含む場合は、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に支障がない程度とすること
・緑の回廊[緑の回廊設定要領]	・EADAS	・緑の回廊を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に緑の回廊を含む場合は野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないこと
・生物多様性保全上重要な里地里山の分布状況 ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地の分布状況	・EADAS ・環境省 HP「生物多様性保全上重要な里地里山里地里山」	・重要里地里山及び重要湿地を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為及び発電施設設置により生物多様性に影響を及ぼさないこと
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響に関する事項		
・景観形成重点地区[景観法]	・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接する場合は、景観保全に支障がないこと
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する事項		
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふれあいの道」	・長距離自然歩道を極力回避すること ・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変をできる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第1、2、3種農地	・市町農業委員会が有する情報	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について（令和4年6月28日付け4農振第948号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき調整すること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。） ・発電施設設置に伴う開発行為が農業振興に支障がないこと ・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響を及ぼさないこと ・農地の利用の集積など、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと ・地域脱炭素化促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第22条の2第4項に基づき栃木県知事の同意を得ていること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。）
・土地改良区の受益地[土地改良法]	・土地改良区が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為は土地改良区の受益地に支障がない程度となっていること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・地域計画区域[農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為が地域計画に支障がないこと
・風致地区[都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないこと
・緑地保全地域[都市緑地法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合、緑地保全に支障がないこと
・埋蔵文化財包蔵地の指定状況[文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発行為に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県教育委員会と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定文化財等データベース」 ・市町伝統的建造物群保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないこと
・市町の文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域	・文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及ぼさないこと
・市町の歴史的風致維持向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電設備の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないこと
・道路の占用禁止又は制限区域	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用にあっては、道路管理者と調整の上、道路管理に支障を及ぼさないこと

表3－2 風力発電施設を対象とする環境配慮事項

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
騒音による影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有する情報	・発電設備等から発生する音による生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し防音性を向上させる等の対策をする等適切な防音措置をとること ・発電設備設置に伴う工事で発生する音に対し、近隣に配慮すること
重要な地形及び地質への影響に関する事項		
・県レッドリストの地形・地質の分布状況	・レッドデータとちぎWEB	・県レッドリストの地形・地質を含む場合は県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること ・発電施設設置等に伴う開発行為に県レッドリストの地形・地質を含む場合は、必要最小限とすること
土地の安定性への影響に関する事項		
・砂防指定地[砂防法] ・地すべり防止区域[地すべり等防止法] ・急傾斜地崩壊危険区域[急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律] ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域[土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律]	・とちぎ土砂災害警戒区域マップ	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為及び施設の設置が防災対策に影響を及ぼさず、また、発電施設が原因となって災害が誘発・助長されないこと ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）の上流域において事業区域を設定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域を検討すること
・災害危険区域[建築基準法] ・ハザードマップで「想定される最大浸水深」が5m以上の区域 ・宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域[宅地造成及び盛土等規制法]※当該区域が指定されるまでは、旧法に基づく宅地造成工事規制区域 ・山地災害危険地区	・とちぎ土砂災害警戒区域マップ ・各市町のハザードマップ ・県及び中核市の宅地造成担当部局が有する情報 ・山地災害危険地区マップ ・関東森林管理局HP「国有林の山地災害危険地区について」	・発電施設の設置に伴う開発行為及び発電設備の設置が防災対策に影響を及ぼさないこと ・発電設備が原因となって災害が誘発・助長されないこと

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
土地の安定性への影響に関する事項		
・保安林及び保安施設地区の分布状況[森林法]	・とちもりマップ	・保安林及び保安施設地区を含む場合は、県森林整備課と調整すること ----- ・保安林指定の目的を鑑み、開発区域は必要最小限とすること
・水源地域[水源地域保全条例]	・とちもりマップ	----- ・水源地域内に存する地域森林計画対象民有林の土地の売買・賃貸等を伴う場合、栃木県水源地域保全条例に基づく事前届出を行っていること
・河川区域及び河川保全区域[河川法]	・河川管理を行っている各土木事務所への問合せ	・河川保全区域を含む場合は、県河川課及び土木事務所と調整し、必要最小限とすること ----- ・発電施設設置等に河川保全区域を含む場合は、河川管理施設等の保全に支障がないこと
風車の影による影響に関する事項		
・住宅及び保全対象施設(学校・病院等)の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有する情報	----- ・シャドーフリッカーの影の明暗が住民に不快感を与えない位置に設置される計画となっていること
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響に関する事項		
・ラムサール条約登録湿地[ラムサール条約]	・EADAS	・ラムサール条約登録湿地を含む場合は必要最小限とすること ----- ・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地を含む場合は湿地の役割に支障がない程度とすること
・鳥獣保護区[鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律] ・生息地等保護区[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・栃木県HP「鳥獣保護区等位置図」 ・EADAS ・EADAS	・鳥獣保護区(特別保護地区以外)及び生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ----- ・発電施設設置場所が鳥獣保護区及び生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・日本の希少な野生水生物に関するデータブック掲載種の生息生育情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・環境省 HP「いきものログ」 ・レッドデータとちぎWEB ・日本の希少な野生水生物に関するデータブック（水産庁） ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種（動物）及び栃木県版レッドリスト掲載の動物の生息地については原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
植物の重要な種及び重要な群落への影響に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律] 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・特定植物群落の位置 ・栃木県版レッドリスト掲載の植物群落の位置 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・EADAS ・レッドデータとちぎWEB ・環境省 HP「いきものログ」 ・レッドデータとちぎWEB ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種（植物）、特定植物群落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落については、原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の生育情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
地域を特徴づける生態系への影響に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・保護林[保護林設置要領] 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護林を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に保護林を含む場合は、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に支障がない程度とすること
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の回廊[緑の回廊設定要領] 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の回廊を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に緑の回廊を含む場合は野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないこと

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系への影響に関する事項		
・生物多様性保全上重要な里地里山の分布状況 ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地の分布状況	・EADAS ・環境省 HP「生物多様性保全上重要な里地里山里地里山」	・重要里地里山及び重要湿地を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為及び発電施設設置により生物多様性に影響を及ぼさないこと
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響に関する事項		
・第2、3種特別地域、普通地域〔自然公園法〕	・EADAS	・第2、3種特別地域、普通地域を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に第2、3種特別地域、普通地域を含む場合は自然風景の保全に支障がない程度とすること
・景観形成重点地区〔景観法〕	・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接する場合は、景観保全に支障がないこと
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する事項		
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふれあいの道」	・長距離自然歩道を極力回避すること ・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変をできる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第1、2、3種農地	・市町農業委員会が有する情報	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について（令和4年6月28日付け4農振第948号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき調整すること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。） ・発電施設設置に伴う開発行為が農業振興に支障がないこと ・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響を及ぼさないこと ・農地の利用の集積など、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと ・地域脱炭素化促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第22条の2第4項に基づき栃木県知事の同意を得ていること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。）

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・土地改良区の受益地 [土地改良法]	・土地改良区が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為は土地改良区の受益地に支障がない程度となっていること
・地域計画区域 [農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為が地域計画に支障がないこと
・風致地区 [都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないこと
・緑地保全地域 [都市緑地法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合、緑地保全に支障がないこと
・埋蔵文化財包蔵地の指定状況 [文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発行為に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県教育委員会と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定文化財等データベース」 ・市町伝統的建造物群保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないこと
・市町の文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域	・文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及ぼさないこと
・市町の歴史的風致維持向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電設備の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないこと
・道路の占用禁止又は制限区域	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用にあっては、道路管理者と調整の上、道路管理に支障を及ぼさないこと

表3－3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
騒音による影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有する情報	・発電施設から発生する音による生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し防音性を向上させる等の対策をする等適切な防音措置をとること ・発電施設設置に伴う工事で発生する音に対し、近隣に配慮すること
水の濁りによる影響に関する事項		
・取水施設の位置	・EADAS	・発電施設の下流側に取水施設がある場合は、沈砂地、濁水処理施設等を設置するなど濁水発生防止策を講じること
・周辺水域の漁業権の設定状況	・漁業権免許一覧	・発電施設の排水先及び下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合（連合会）と調整し、必要な対策をとること
水の汚れ・富栄養化・溶存酸素量・水温による影響に関する事項		
・公共用水域水質測定地点の位置	・栃木県HP「栃木県水質環境基準類型指定図」 ・公共用水域及び地下水の水質測定計画（最新年度版）	・発電施設への取水が取水元の河川の水質に影響を及ぼさないこと ・発電施設からの排水が排水先河川の水質に影響を及ぼさないこと
・周辺水域の漁業権の設定状況	・漁業権免許一覧	・発電施設の排水先及び下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合（連合会）と調整し、必要な対策をとること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響に関する事項		
・ラムサール条約登録湿地 [ラムサール条約]	・EADAS	・ラムサール条約登録湿地を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地を含む場合は湿地の役割に支障がない程度とすること
・鳥獣保護区 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律] ・生息地等保護区 [絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・栃木県 HP「鳥獣保護区等位置図」 ・EADAS ・EADAS	・鳥獣保護区（特別保護地区以外）及び生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が鳥獣保護区及び生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・日本の希少な野生水生生物に関するデータブック掲載種の生息生育情報	・環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・環境省 HP「いきものログ」 ・レッドデータとちぎ WEB ・日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁） ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・国内希少野生動植物種（動物）及び栃木県版レッドリスト掲載の動物の生息地については原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
植物の重要な種及び重要な群落への影響に関する事項		
・生息地等保護区[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・特定植物群落の位置 ・栃木県版レッドリスト掲載の植物群落の位置 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報	・環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・EADAS ・レッドデータとちぎ WEB ・環境省 HP「いきものログ」 ・レッドデータとちぎ WEB ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・国内希少野生動植物種（植物）、特定植物群落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落については、原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の生育情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系への影響に関する事項		
・保護林[保護林設置要領]	・EADAS	・保護林を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に保護林を含む場合は、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に支障がない程度とすること
・緑の回廊[緑の回廊設定要領]	・EADAS	・緑の回廊を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に緑の回廊を含む場合は野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないこと
・生物多様性保全上重要な里地里山の分布状況 ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地の分布状況	・EADAS ・環境省 HP「生物多様性保全上重要な里地里山里地里山」	・重要里地里山及び重要湿地を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為及び発電施設設置により生物多様性に影響を及ぼさないこと
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響に関する事項		
・第2、3種特別地域、普通地域[自然公園法]	・EADAS	・第2、3種特別地域、普通地域を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に第2、3種特別地域、普通地域を含む場合は自然風景の保全に支障がない程度とすること
・景観形成重点地区[景観法]	・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接する場合は、景観保全に支障がないこと
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する事項		
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふれあいの道」	・長距離自然歩道を極力回避すること ・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変ができる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第1、2、3種農地	・市町農業委員会が有する情報	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について（令和4年6月28日付け4農振第948号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき調整すること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。） ・発電施設設置に伴う開発行為が農業振興に支障がないこと ・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響を及ぼさないこと ・農地の利用の集積など、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと ・地域脱炭素化促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第22条の2第4項に基づき栃木県知事の同意を得ていること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。）

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・土地改良区の受益地 [土地改良法]	・土地改良区が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為は土地改良区の受益地に支障がない程度となっていること
・地域計画区域 [農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為が地域計画に支障がないこと
・風致地区 [都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないこと
・緑地保全地域 [都市緑地法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合、緑地保全に支障がないこと
・埋蔵文化財包蔵地の指定状況 [文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発行為に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県教育委員会と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定文化財等データベース」 ・市町伝統的建造物群保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないこと
・市町の文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域	・文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及ぼさないこと
・市町の歴史的風致維持向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電設備の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないこと
・道路の占用禁止又は制限区域	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用にあっては、道路管理者と調整の上、道路管理に支障を及ぼさないこと
・保安林の分布状況 [森林法]	・とちもりマップ	・保安林を含む場合は、県森林整備課と調整すること ・保安林指定の目的を鑑み、開発区域は必要最小限とすること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地[砂防法] ・地すべり防止区域[地すべり等防止法] ・急傾斜地崩壊危険区域 [急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律] 	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ土砂災害警戒区域マップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為及び施設の設置が防災対策に影響を及ぼさず、また、発電施設が原因となって災害が誘発・助長されないこと

表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
騒音による影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町環境保全担当部署が有する情報	・発電設備等から発生する音による生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し防音性を向上させる等の対策をする等適切な防音措置をとること ・発電設備設置に伴う工事で発生する音に対し、近隣に配慮すること
重要な地形及び地質への影響に関する事項		
・県レッドリストの地形・地質の分布状況	・レッドデータとちぎWEB	・県レッドリストの地形・地質を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること ・発電施設設置等に伴う開発行為に県レッドリストの地形・地質を含む場合は、必要最小限とすること
水の汚れによる影響に関する事項		
・公共用水域の水質測定地点の位置	・栃木県HP「栃木県環境基準類型指定図」 ・公共用水域及び地下水の水質測定計画（最新年度版）	・発電施設からの排水が排水先河川、地下水等の水質に影響を及ぼさないこと
・周辺水域の漁業権の設定状況	・漁業権免許一覧	・発電施設の排水先及び下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合（連合会）と調整し、必要な対策をとること
硫化水素による影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有する情報	・発電設備等から生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置すること ・探査に係る掘削や発電施設等から発生する硫化水素、蒸気及びその他のガスによる生活環境への影響を回避または極力低減すること
温泉への影響に関する事項		
・温泉の分布状況 ・温泉の生成機構及び開発対象とされる地熱貯留層の関係	・とちぎの温泉 ・管轄する保健所 ・専門家等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・温泉が含まれる場合は、温泉と地熱貯留層の関係を調査し、県薬務課と調整の上、設定すること ・探査に係る掘削や発電施設等の設置による温泉湧出量の減少、泉温の低下、泥水による温泉の濁り等が発生しないこと

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響に関する事項		
・ラムサール条約登録湿地 [ラムサール条約]	・EADAS	・ラムサール条約登録湿地を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地を含む場合は湿地の役割に支障がない程度とすること
・鳥獣保護区 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律] ・生息地等保護区 [絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・栃木県 HP「鳥獣保護区等位置図」 ・EADAS ・EADAS	・鳥獣保護区（特別保護地区以外）及び生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が鳥獣保護区及び生息地等保護区の管理地区に隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・日本の希少な野生水生生物に関するデータブック掲載種の生息生育情報	・環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・環境省 HP「いきものログ」 ・レッドデータとちぎWEB ・日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁） ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・国内希少野生動植物種（動物）及び栃木県版レッドリスト掲載の動物の生息地については原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
植物の重要な種及び重要な群落への影響に関する事項		
・生息地等保護区[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・特定植物群落の位置 ・栃木県版レッドリスト掲載の植物群落の位置 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報	・環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・EADAS ・レッドデータとちぎWEB ・環境省 HP「いきものログ」 ・レッドデータとちぎWEB ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・国内希少野生動植物種（植物）、特定植物群落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落については、原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の生育情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系への影響に関する事項		
・保護林[保護林設置要領]	・EADAS	・保護林を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に保護林を含む場合は、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に支障がない程度とすること
・緑の回廊[緑の回廊設定要領]	・EADAS	・緑の回廊を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に緑の回廊を含む場合は野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないこと
・生物多様性保全上重要な里地里山の分布状況 ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地の分布状況	・EADAS ・環境省 HP「生物多様性保全上重要な里地里山里地里山」	・重要里地里山及び重要湿地を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為及び発電施設設置により生物多様性に影響を及ぼさないこと
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響に関する事項		
・第2、3種特別地域、普通地域[自然公園法]	・EADAS	・第2、3種特別地域、普通地域を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に第2、3種特別地域、普通地域を含む場合は自然風景の保全に支障がない程度とすること
・景観形成重点地区[景観法]	・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接する場合は、景観保全に支障がないこと
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する事項		
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふれあいの道」	・長距離自然歩道を極力回避すること ・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変ができる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第1、2、3種農地	・市町農業委員会が有する情報	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について（令和4年6月28日付け4農振第948号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき調整すること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。） ・発電施設設置に伴う開発行為が農業振興に支障がないこと ・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響を及ぼさないこと ・農地の利用の集積など、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと ・地域脱炭素化促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第22条の2第4項に基づき栃木県知事の同意を得ていること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。）

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・土地改良区の受益地 [土地改良法]	・土地改良区が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為は土地改良区の受益地に支障がない程度となっていること
・地域計画区域 [農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為が地域計画に支障がないこと
・風致地区 [都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないこと
・緑地保全地域 [都市緑地法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合、緑地保全に支障がないこと
・埋蔵文化財包蔵地の指定状況 [文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発行為に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県教育委員会と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定文化財等データベース」 ・市町伝統的建造物群保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないこと
・市町の文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域	・文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及ぼさないこと
・市町の歴史的風致維持向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電設備の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないこと
・道路の占用禁止又は制限区域	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用にあっては、道路管理者と調整の上、道路管理に支障を及ぼさないこと
・保安林の分布状況 [森林法]	・とちもりマップ	・保安林を含む場合は、県森林整備課と調整すること ・保安林指定の目的を鑑み、開発区域は必要最小限とすること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地[砂防法] ・地すべり防止区域[地すべり等防止法] ・急傾斜地崩壊危険区域 [急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律] 	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ土砂災害警戒区域マップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為及び施設の設置が防災対策に影響を及ぼさず、また、発電施設が原因となって災害が誘発・助長されないこと

表3－5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
騒音による影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・原料の収集運搬時の車両通行に伴う騒音により生活環境に影響を及ぼさないこと ・発電設備等から発生する音による生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し防音性を向上させる等の対策をする等適切な防音措置をとること ・発電設備設置に伴う工事で発生する音に対し、近隣に配慮すること
大気質への影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・原料の収集運搬時の車両通行に伴う粉じんにより生活環境に影響を及ぼさないこと ・ばい煙を発生する施設を設置する場合は大気環境に影響を及ぼさない計画となっていること
悪臭による影響に関する事項		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・原料の収集運搬時や受入れ施設から悪臭が流れ、住民等に不快感を与えることがないよう対策すること ・発電施設やバイオマス燃料の保管場所からの臭気が近隣住民の生活に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響に関する事項		
・ラムサール条約登録湿地[主に水鳥生息地として国際的に重要な湿地に関する条約]	・EADAS	・ラムサール条約登録湿地を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地を含む場合は湿地の役割に支障がないこと
・鳥獣保護区 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律] ・生息地等保護区 [絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・栃木県HP「鳥獣保護区等位置図」 ・EADAS	・鳥獣保護区（特別保護地区以外）及び生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が鳥獣保護区及び生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・日本の希少な野生水生生物に関するデータブック掲載種の生息生育情報	・環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・環境省HP「いきものログ」 ・レッドデータとちぎWEB ・日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁） ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・国内希少野生動植物種（動物）及び栃木県版レッドリスト掲載の動物の生息地については原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
植物の重要な種及び重要な群落への影響に関する事項		
・生息地等保護区[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律]	・EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所が生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること
・国内希少野生動植物種の生息生育情報 ・特定植物群落の位置 ・栃木県版レッドリスト掲載の植物群落の位置 ・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報	・環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・EADAS ・レッドデータとちぎWEB ・環境省HP「いきもののログ」 ・レッドデータとちぎWEB ・地元研究者等からの聞き取り ・学術調査、学術論文	・国内希少野生動植物種（植物）、特定植物群落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落について、原則として促進区域に含めないこと ・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の生育情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画となっていること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系への影響に関する事項		
・保護林[保護林設置要領]	・EADAS	・保護林を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に保護林を含む場合は、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に支障がない程度とすること
・緑の回廊[緑の回廊設定要領]	・EADAS	・緑の回廊を含む場合は必要最小限とすること ・発電施設設置場所に緑の回廊を含む場合は野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないこと
・生物多様性保全上重要な里地里山の分布状況 ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地の分布状況	・EADAS ・環境省 HP「生物多様性保全上重要な里地里山里地里山」	・重要里地里山及び重要湿地を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること ・発電施設設置に伴う開発行為及び発電施設設置により生物多様性に影響を及ぼさないこと
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響に関する事項		
・景観形成重点地区[景観法]	・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接する場合は、景観保全に支障がないこと
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する事項		
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふれあいの道」	・長距離自然歩道を極力回避すること ・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変をできる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第1、2、3種農地	・市町農業委員会が有する情報	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について（令和4年6月28日付け4農振第948号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき調整すること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。） ・発電施設設置に伴う開発行為が農業振興に支障がないこと ・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響を及ぼさないこと ・農地の利用の集積など、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと ・地域脱炭素化促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第22条の2第4項に基づき栃木県知事の同意を得ていること（農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。）
・土地改良区の受益地[土地改良法]	・土地改良区が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為は土地改良区の受益地に支障がない程度となっていること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他		
・地域計画区域[農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発行為が地域計画に支障がないこと
・風致地区[都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないこと
・緑地保全地域[都市緑地法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合、緑地保全に支障がないこと
・埋蔵文化財包蔵地の指定状況[文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発行為に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県教育委員会と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定文化財等データベース」 ・市町伝統的建造物群保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないこと
・市町の文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域	・文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画及び文化財保存地域計画による規制区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及ぼさないこと
・市町の歴史的風致維持向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含むまたは隣接する場合、発電施設設置に伴う開発行為や発電設備の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないこと
・道路の占用禁止又は制限区域	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用にあっては、道路管理者と調整の上、道路管理に支障を及ぼさないこと